

2020年3月31日

お客様 各位

株式会社エネサンス新潟

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う ガス料金の支払期日に関する特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となるお客様に対して、経済産業省からガス料金の支払期日猶予の要請を受けております。

この要請を受け、下記の通り特別措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別措置の内容

以下に該当するガス料金の支払期日をそれぞれ1ヵ月延長いたします。

2020年3月検針分（但し、支払期日が2020年3月25日以降となるもの）

2020年4月検針分

2020年5月検針分

2. 特別措置適用対象

以下①②の全てに該当し、当社にお申し出のあったお客様に特別措置を適用いたします。

- ① 当社とガスの供給について契約されているお客様
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により「生活福祉資金貸付制度」の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の貸付を受けられているお客様

3. お問い合わせ先

本 社：0120-39-6884

佐渡営業所：0259-27-4772

4. 参考

経済産業省 HP

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

厚生労働省 HP

「新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上